

認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・原則用)

記載例

法人名	特定非営利活動法人 福岡会	実績判定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
-----	---------------	--------	---------------------

1 経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が実績判定期間（注意事項参照）において5分の1以上であること。

実績判定期間の活動計算書の経常収益と経常外収益の金額の合計

経常収入金額（㉓の金額）	①	19,143,000 円
--------------	---	--------------

総収入金額	㉗	25,718,500 円
控除金額	㉙	6,575,500 円
差引金額（㉗－㉙－㉚－㉛－㉜－㉝－㉞－㉟－㊱）	㉓	19,143,000 円

寄附金等収入金額（㉞の金額）	②	11,134,750 円
----------------	---	--------------

付表1㉑欄から転記

受入寄附金総額（付表1（相対値基準・原則用）㉑欄）	㉑	10,995,000 円
控除金額	㉒	1,951,500 円
差引金額（㉑－㉒－㉓－㉔－㉕）	㉖	8,868,500 円
会費収入（㉖欄と付表2（相対値基準用）㉔欄のうちいずれか少ない金額）	㉗	2,266,250 円
国の補助金等の金額（㉖欄の金額を限度とする。）	㉘	0 円
合計金額（㉖＋㉗＋㉘）	㉙	11,134,750 円

社員の会費（付表2㉔欄の金額）と㉖欄の金額のいずれか少ない金額

基準となる割合（②÷①）	③	58.16%
--------------	---	--------

(注意事項)

- 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年（認定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
したがって、例えば、3月決算法人が平成29年6月に申請書を提出する場合、実績判定期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日（認定を受けたことのない法人の場合は平成27年4月1日から平成29年3月31日）となります。
- チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください（第2表以下についても同様です。）。

「認定基準等チェック表」（第１表 相対値基準・原則用）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「総収入金額㉑」欄	活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。	その他の事業がある場合には、特定非営利活動に係る事業と全てのその他の事業の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。
「国の補助金等の金額㉒」欄	総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第１に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関（以下「国等」といいます。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）の金額の合計額を記載します。	「国の補助金等の金額㉓」欄に金額の記載がある場合は記入できません。
「委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額㉔」欄	総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計額を記載します。	
「法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額㉕」欄	総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分の合計額を記載します。	
「資産の売却収入で臨時的なものの金額㉖」欄	総収入金額のうち、固定資産や有価証券等の売却収入額を記載します。	貸借対照表等において固定資産として経理している資産であっても、実質的に販売用の資産であるものは除かれます。
「遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額㉗」～「休眠預金等交付金関係助成金㉘」、及び「受入寄附金総額㉙」～「休眠預金等交付金関係助成金㉚」の各欄	「第１表付表１（相対値基準・原則用）」の各該当欄の金額を転記します。	
「会費収入㉛」欄	「差引金額㉜」欄と「第１表付表２（相対値基準用）④」欄のうちいずれか少ない金額を記載します。	
「国の補助金等の金額㉝」欄	国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引金額㉜」欄の金額を限度として記載します。	国の補助金等の金額を算入するか否かは、法人の選択となります。